

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第 3 0 条の 1 1 第 1 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第 3 0 条の 1 1 第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 再交付の申請が当該申請に係る運転経歴証明書を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合 熊本県警察本部運転免許課 1 日（申請の当日中） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番 1 4 日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：